

令和 2 年度

船 橋 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業
特 別 会 計 予 算

議案第 7 号

令和 2 年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 2 年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 2 1 1, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

[illegible]

[illegible]

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書 等作成業務委託料	令和2年度～令和4年度	6,666千円